

公立大学法人埼玉県立大学再任用職員就業規則

令和3年7月1日
規則第44号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 人事（第5条－第8条）
 - 第3章 給与及び退職手当（第9条・第10条）
 - 第4章 災害補償（第11条）
 - 第5章 その他（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第3条第8項に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する再任用職員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（関係法令）

第2条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規則において、再任用職員とは、法人の定年退職者（公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第23条第2項の規定により退職した者）をいう。

2 再任用職員の区分は、次のとおりとする。

- 一 再任用フルタイム勤務職員 常時勤務を要する職に雇用された者
- 二 再任用短時間勤務職員 短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、職員就業規則第2条第1項に規定する職員（以下「正規職員」という。）の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）に雇用された者

（規則の遵守）

第4条 法人及び再任用職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第2章 人事

（再任用の方法）

第5条 理事長は、定年退職者が再任用を希望した場合には、再任用職員として雇用する。ただし、就業規則第25条第1項及び第2項に規定する事由に該当する職員については、この限りではない。

（雇用期間）

第6条 再任用職員の雇用期間は、1年以内とし、会計年度を超えてはならない。

- 2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 再任用の雇用期間の更新は、職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

4 理事長は、雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ当該再任用職員の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

第7条 再任用を行う場合及び雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

第8条 再任用職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、再任用職員としての身分を失う。

- 一 雇用期間の末日が到来したとき
- 二 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき
- 三 休職期間が満了し、復職しないとき
- 四 死亡したとき

第3章 給与及び退職手当

(給与)

第9条 再任用職員の給与として、給料その他各種手当を支給する。

2 前項の各種手当及び必要な事項については、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則で定める。

(退職手当)

第10条 再任用職員には、退職手当は支給しない。

第4章 災害補償

(業務災害等)

第11条 再任用職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、労基法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令の定めるところにより、補償を行う。

第5章 その他

(職員就業規則の準用)

第12条 職員就業規則のうち第7条（労働条件の明示）、第17条（休職）、第19条（復職）、第20条（休職中の身分）、第22条（自己都合による退職手続）、第25条（解雇）、第26条（解雇制限）、第27条（解雇予告）、第28条（退職後の責務）、第29条（退職証明等）、第4章（服務）、第41条（勤務時間、休日及び休暇等）、第42条（育児休業等）、43条（研修）、第44条（表彰）、第45条（懲戒）、第46条（懲戒の種類）、第47条（訓告等）、第48条（損害賠償）、第49条（自動車事故等）、第50条（安全及び衛生の確保に関する措置）、第51条（非常時の措置）、第52条（出張）、第53条（旅費）、第55条（職務発明等）、第56条（在宅勤務）の規定は、再任用職員に準用する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、再任用職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。